# あなたにも，マイナンバー はじまります。 

平成27年 10月から マイナンバーを一人てといに お風けします！
！マイナンバー（個人番号）とは，国民一人ひとりが持つ12術の番号のこと。 －平成28年1月から社会保障•税•災害対策の行政手続きで使用が始まりますので，大切にしてください。 －法人にも13桁の法人番号が指定され，官民問わず自由に使用できます。
※行政の効率化や国民の利便性向上のため，平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

## 3 行姃が効㲔化 <br> 手続きが正確で早くなる

行政機関•地方公共団体での作業の無駄が削減され，手続きがスムーズになります。

## 国民の利便性の向上 <br> 面倒な手続きが簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

行政機関が国民の所得状況などを把握 しやすくなり，不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは
0570－20－0178


